

## 各務原市障害者控除対象者の認定に関する要綱

(平成27年6月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に規定する者（以下「障害者控除対象者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者控除対象者認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる者が行うことができる。

(1) 障害者控除対象者の認定に係る本人（以下「本人」という。）

(2) 本人と同一世帯で生計を一にする親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）

(3) 本人の法定代理人

(4) 本人から委任を受けた者

3 前項の規定にかかわらず、本人が既に死亡している場合は、親族が、本人との続柄が記載してある官公署が発行する書類を添えて申請することができる。

(審査)

第3条 市長は、前条第1項の申請があったときは、本人に係る直近の介護認定情報（介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項の調査の結果、同条第3項の主治の医師の意見（同条ただし書の診断の結果を含む。）又は同条第5項前段の結果をいう。以下同じ。）を参酌し、別表に掲げる基準（以下「審査基準」という。）により審査を行い、障害者控除対象者の認定を行うものとする。

(認定基準日)

第4条 障害者控除対象者の認定の基準日は、所得税法（昭和40年法律第33号）第85条第2項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第9項及び第314条の2第9項の規定により、所得税の申告に係る当該年の12月31日又は市民税若しくは県民税の申告に係る当該年の前年の12月31日とする。ただし、本人が既に死亡している場合は、当該死亡の日とする。

(認定書の交付等)

第5条 市長は、第3条の審査により審査基準に該当すると認めるときは障害者控除対象者認定書（様式第2号）を、審査基準に該当しないと認めるときは障害者控除対象者非該当通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（報告）

第6条 障害者控除対象者の認定を受けた者は、当該認定の理由に変更又は消滅が生じた場合は、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年1月12日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	基準	
	認知症高齢者の日常生活自立度	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）
非該当	I	J 1・J 2（備考第5項参照）
障害者	II a・II b・III a・III b	A 1・A 2
特別障害者	IV・M	B 1・B 2・C 1・C 2

備考

- 1 この表において「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく認知症高齢者の日常生活自立度をいう。
- 2 この表において「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」とは、障害老人の日常生活自立度判定基準（平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）に基づく障害高齢者の日常生活自立度をいう。
- 3 認知症高齢者の日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）は、介護認定情報のうち、より重度の判定を採用する。
- 4 複数の区分に該当する場合は、特別障害者は障害者又は非該当に、障害者は非該当にそれぞれ優先して認定する。
- 5 区分が非該当に該当する場合は、非該当とする。ただし、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がJ 1又はJ 2に該当する者で要介護度1以上を受けているものにあつては、介護認定情報を参照し、中間評価項目第1群の麻痺・拘縮等が重度である場合は障害者として認定する。

様式第1号（第2条関係）

## 障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号（ ） —

対象者との関係

障害者控除対象者の認定を受けたいので、各務原市障害者控除対象者の認定に関する要綱第2条により、次のとおり申請します。なお、認定に当たり確認のため、必要に応じて介護保険の認定情報を市が調査することに同意します。

対象者	使用目的	年分の確定申告等	被保険者番号	
	住所		電話番号（ ） —	
	氏名		生年月日	年 月 日
	障害者手帳	有（種類 ）・（ 級） ・無	性別	男 ・ 女

※申請者の本人確認書類の提示が必要です。

※申請者が本人、その同一世帯で生計を一にする親族、法定代理人以外の場合は、本人の委任が必要です。

上記申請者を代理人と定め、申請に関する一切の権限を委任します。

※対象者が自筆困難の場合は、本人に説明し、理解を得た上で代筆記入してください。

氏名 ㊟（代筆）

※対象者が死亡していて委任ができない場合は、申請者と対象者の家族関係等が記載してある官公署が発行した書類が必要です。

受付確認事項（以下、申請者は記載しないでください。）

受付印	本人確認	
	記号番号等	
区分	認知症高齢者の日常生活自立度	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）
非該当	I	J 1・J 2（備考第3項参照）
障害者	II a・II b・III a・III b	A 1・A 2
特別障害者	IV・M	B 1・B 2・C 1・C 2

備考

- 1 認知症高齢者の日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）は、介護認定情報のうち、より重度の判定を採用する。
- 2 複数の区分に該当する場合は、特別障害者は障害者又は非該当に、障害者は非該当にそれぞれ優先して認定する。
- 3 区分が非該当に該当する場合は、非該当とする。ただし、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がJ 1又はJ 2に該当する者で要介護度1以上を受けているものにあつては、介護認定情報を参照し、中間評価項目第1群の麻痺・拘縮等が重度である場合は障害者として認定する。

## 障害者控除対象者認定書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

各務原市長 印

下記の者を、所得税法施行令第 10 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項第 6 号並びに地方税法施行令第 7 条第 7 号及び第 7 条の 15 の 7 第 6 号の規定により

障害者 ・ 特別障害者 として、認定します。

### 記

対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
-----	-----	--	------	-------

注 対象者の障害理由に変更・消滅が生じた場合、速やかに各務原市にその旨を報告してください。

### 【障害理由】

障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	身体障害者（3級～6級）に準ずる
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	身体障害者（1級・2級）に準ずる
_____年 _____月 _____日（又は資格喪失日）現在		

教示

様式第3号（第5条関係）

## 障害者控除対象者非該当通知書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

各務原市長 印

年 月 日付けで申請されました\_\_\_\_\_年分の障害者控除対象者認定申請の結果について、下記のとおり非該当とすることに決定しましたので、通知します。

### 記

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
理由				

教示